

議事要旨(4)資産除去債務専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、今回は測定属性にかかる論点を中心に議論していただきたい旨の発言があり、引き続き、荻原主任研究員より、資産除去債務の測定値の属性と割引率の関係について、将来キャッシュ・フローに信用リスクの影響が含まれるかどうか、および割引率に信用リスクを反映させるかどうかの場合分けに基づいて、次のような説明がなされた。

A 説：将来キャッシュ・フローに信用リスクの影響が（増加させる方向に）含まれるとともに、割引率にも信用リスクを反映させる考え方

市場の評価を反映したキャッシュ・フローと割引率の組合せとなるという考え方によるものである。しかし、想定がやや不自然で、また、時の経過に従って将来キャッシュ・フローの見直しを行っていくことになるので、会計処理が煩雑となるとの見方がある。

B 説：将来キャッシュ・フロー、割引率のいずれにも信用リスクを反映させない考え方

信用リスクに影響されていない将来キャッシュ・フローは、信用リスクを反映しない割引率で割り引くのが整合的で、退職給付債務の測定とも整合するという考え方によるものである。しかし、負債の当初計上額が公正価値と相違することになるのではないかという見方がある。

C 説：将来キャッシュ・フローには信用リスクの影響を含めないが、割引率には信用リスクを反映させる考え方

負債の公正価値は、どのような負債においても信用リスクを反映した割引率による現在価値であるとする考え方によるものである。しかし、将来キャッシュ・フローが信用リスクに影響されていないにもかかわらず信用リスクを反映した割引率を使用するのは、信用リスクの高い企業について負債を過少計上する結果となるとの見方がある。

この説明に対して、委員からは次のような意見が述べられた。

- ・ 資産除去債務は、リースのように資金調達とは捉えられないため、決済可能な価額で考えざるを得ない。したがって B 説が基本的な考え方なのではないか。
- ・ 米国基準では信用リスクを反映した方法をとっているということだが、なぜそうなったのか、米国の法体系等、基準設定の背景を調査してほしい。
- ・ A 説、C 説のどちらをとるにしても、決済までの期間が長期のものについて公正価値を本当にフェアに測定する方法があるのか疑問である。B 説が現実的な選択だと思うが、複数の方法の中から選択させるのも一つの方法だと思う。
- ・ 割引率の細かな議論よりも、将来キャッシュ・フロー見積りの精度のほうが問題なので

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

はないか。

- ・ 負債の公正価値ということで考える場合には、C 説になるのではないか。
- ・ 複数の選択肢の中から選択させるという方法は、そのどれを取っても結果があまり変わらない、ということが前提でなければならないのではないか。
- ・ 理屈の上では A 説を妥当と考えるが、測定結果がそれほど変わらないのであれば、B 説が実務的ではないか。

以 上